



長野県報

10月6日(木)
平成17年
(2005年)
第1700号

目次

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) 2

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉課) 3

身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課) 3

身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課) 4

身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害福祉課) 4

昭和50年長野県告示第97号(騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定)の一部改正(地球環境課) 5

昭和58年長野県告示第405号(公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定)の一部改正(地球環境課) 6

平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部改正(地球環境課) 6

技術専門校の平成18年度の訓練定員(雇用・人財育成課) 7

昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定)の一部改正(農政課) 8

昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部改正(農政課) 8

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路維持課) 8

昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部改正(会計課) 8

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 9

技術専門校の平成18年度の訓練生の募集(雇用・人財育成課) 9

砂利採取業務主任者試験(河川課) 10

一般競争入札(4件)(管財課) 11

土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(土地改良課) 14

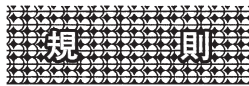
特定調達契約に係る一般競争入札(県立病院課) 14

一般競争入札(水環境課生活排水対策室) 15

一般競争入札(自律教育課) 16

訓令

平成17年10月11日付けで別に人事通知書を交付されない者について(義務教育課) 17



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年10月6日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第56号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「第119条」を「第120条」に改める。

第45条中「第48条第5項」を「第48条第6項」に改める。

第46条中「第48条第6項」を「第48条第7項」に改める。

第60条の2第2項中「附則第11条第1項第1号」を「附則第11条第1項」に改める。

第119条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による申告等)

第120条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して行わせることができる申請等は、法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第26項から第28項まで、第57条第1項、第72条の25第1項及び第13項、第72条の26第1項及び第4項、第72条の28第1項及び第3項、第72条の29第1項及び第4項、第72条の30第1項、第72条の31第1項及び第3項、第72条の33並びに第72条の48第1項の規定により申告書を提出して行う申告とする。

2 電子情報処理組織を使用して行う前項の申告(以下この条において「電子申告」という。)は、知事が指定するシステムにより、当該申告に係る申告書に記載すべきこととされている事項を、電子申告を行う者の使用に係る電子計算機から入力する方法により行わなければならない。この場合においては、電子署名(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第2条第2項第1号に規定する電子署名をいい、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(同項第2号に規定する電子証明書をいう。)が併せて送信されるものに限る。第5項において同じ。)をもって当該申告に関する署名及び押印に代えることができる。

3 電子申告を行う者は、前項のシステムにより当該電子申告を申告書により行う場合に併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項をその者の使用に係る電子計算機から送信しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、電子申告を行う者は、同項の規定による電子計算機からの送信に代えて、同項に規定する書面等を、当該電子申告を申告書により行う場合における当該申告書の提出先である地方事務所に提出することができる。

5 電子申告を行う者は、電子申告を行う前に、次の各号に掲げる事項について、電子署名を行い、第2項に規定する方法により電子情報処理組織を使用して届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 電子申告をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 電子申告をしようとする税目及び当該税目に係る申告を申告書により行う場合における当該申告書の提出先

様式第125号中

氏名	住所

を

氏名

に改める。

附則

この規則は、平成18年1月16日から施行する。ただし、第45条、第46条、第60条の2第2項及び様式第125号の改正規定は、公布の日から施行する。

税務課